

林田学監修：薬事法ドットコム 措置命令データブック

元政府委員・薬事法ドットコム社主の林田学です。景表法のプロ薬事法ドットコムが措置命令についてお伝えしていきます。

プロフィール



措置命令データブック
プロフィール | ビグの部屋
お住まいの地域：東京都

ランキング
全体ブログランキング
245,751位 ↑
クルマ・自動車ジャンル
2,070位 ↑

+ フォロー
アメンバーになる
メッセージを送る

最新の記事

RIZAP株式会社「令和6年8月9日」
株式会社ジェイコムウエスト「令和6年8月7日」
株式会社ファッス「令和6年7月30日」
株式会社WECARS「令和6年7月24日」
株式会社キャリアカレ「令和6年7月19日」
2023年度の景表法の運用状況
医療法人社団祐真会「令和6年6月7日」
株式会社那覇直葬センター「令和6年5月30日」
特集 大正製薬パブロンマスク事件
エステー株式会社「令和6年4月26日」

一覧を見る
画像一覧を見る

テーマ

● 業界 (8)

1.健康美容 (除、医院・歯科医院) (117)

2.医院・歯科医院 (3)

3.教育・学習塾 (11)

4.中古自動車 (17)

📄 ブログトップ

📄 記事一覧

🖼️ 画像一覧

< 株式会社MJG「令和…」

株式会社プラスワン「…」

イマジン・グローバル・ケア株式会社「令和元年11月1日」

2019-11-01 15:13:36

テーマ：1.健康美容 (除、医院・歯科医院) >

I. 分類

1. 誤認類型
優良誤認

2. 表示媒体
ウェブ、冊子、チラシ

3. 業界
健康美容

II. 違反行為者

イマジン・グローバル・ケア株式会社

III. 措置命令の概要

(1) 対象商品

「プロリコ」と称する食品 (以下「本件商品」という。)

(2) 対象表示

(ア) 表示媒体

a 「プロリコ研究所」と称する自社ウェブサイト (以下「自社ウェブサイト」という。)

b 「免疫力を高めるプロリコとの出会い」と題する冊子 (以下「冊子」という。)

c 「病気を予防したいあなたへ。」等と題するチラシ (以下「チラシ」という。)

(イ) 表示期間

遅くとも平成28年11月2日から平成31年1月28日までの間

(ウ) 表示内容 (表示例：別紙1-1、別紙1-2、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙8)

イマジン・グローバル・ケアは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年11月2日から平成31年1月28日までの間、自社ウェブサイトを通じて「プロリコ」と称する成分に係る資料を請求した一般消費者に対して、冊子及びチラシを送付するとともに、本件商品の注文はがき付きチラシ及び本件商品の無料サンプルを送付していたところ

a 自社ウェブサイトにおいて、例えば、トップページにおいて、「免疫力を高める方法についての情報プロリコ研究所」、「免疫低下で病気を招く」及び「免疫を高めるプロリコ」、

このブログのフォロワー

フォロワー：63人

gamegamegame777さん
ジャックポット狙い？オンラインスロットで…

ky6738さん
さあ、出発だ！

kenkou-manさん
kenkou-manのブログ

okaharusanさん
okaharusanのブログ

kaneshirosann197さん
カネシロさんのブログ

一覧を見る

+ フォロー

フォローすると、このブログの更新情報が届きます。

AD

お気に入りブログ

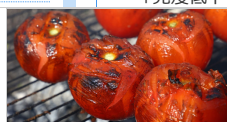
リーガル+エビデンス+マーケティング
YDCならトリプル対応可能！

▶ 次へ

◀ 前へ

記事一覧

▲ 上に戻る



バナナもダメ...? 腎臓を弱らせる悪魔の6食品、元気にす...

バナナもダメ...? 腎臓を弱らせる悪魔の6食品、元気にする14食品

PR Skyrocket株式会社

詳細はこちら

×

- 11.フィルム・シート (3)
- 12.車関係 (除、中古自動車) (9)
- 13.住宅・マンション (5)
- 14.その他 (80)
- ★措置命令に対する取消訴訟 (3)
- ★措置命令に対する審査請求 (4)

[一覧を見る](#)

このブログを検索する

月別

- 2024年08月 (2)
- 2024年07月 (3)
- 2024年06月 (2)
- 2024年05月 (1)
- 2024年04月 (4)
- 2024年03月 (7)
- 2024年02月 (4)
- 2023年12月 (3)
- 2023年10月 (1)
- 2023年08月 (1)
- 2023年07月 (1)
- 2023年06月 (5)
- 2023年04月 (1)
- 2023年03月 (3)
- 2023年02月 (2)
- 2023年01月 (2)
- 2022年12月 (4)
- 2022年11月 (1)
- 2022年09月 (3)
- 2022年08月 (1)
- 2022年07月 (1)
- 2022年06月 (6)
- 2022年05月 (3)
- 2022年04月 (5)
- 2022年03月 (7)
- 2022年02月 (3)
- 2022年01月 (1)
- 2021年12月 (5)
- 2021年11月 (2)
- 2021年09月 (2)
- 2021年08月 (2)
- 2021年07月 (2)
- 2021年06月 (7)
- 2021年05月 (1)
- 2021年04月 (3)
- 2021年03月 (13)
- 2021年02月 (1)
- 2021年01月 (2)
- 2020年12月 (4)
- 2020年11月 (1)

D 冊子及びナフンにおいて、例えば、冊子において、「免疫力を高めるプロリコとの出会い」、「免疫が下がるとあらゆる疾病リスクが高まる」等と表示するなど、別表2「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を摂取するだけで、免疫力が高まり、疾病の治療又は予防の効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、イマジン・グローバル・ケアに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

前記アの表示について、平成30年2月1日から平成31年1月28日までの間、チラシに掲載された体験談において、「※個人の感想であり体感には個人差があります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
イ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

(4) その他

イマジン・グローバル・ケアは、本件商品の内容について、一般消費者に対し、一般消費者への配布資料やウェブサイトの媒体において、あたかも、本件商品を摂取することにより免疫力が高まることによって疾病を予防又は改善する効果が得られるかのように示す表示を行うことにより、一般消費者に誤認を与えた旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

IV. 薬事法ドットコムからのコメント

- 1.研究コンテンツ方式に対する初の措置命令
- 2.イマジン社は薬事法対策の観点から、商品コンテンツでは効能は述べず、成分=プロリココンテンツで効能を述べるというやり方を徹底していた。

よって、純粹の商品広告は根拠不十分にはなりえない。そこで、消費者庁は、商品コンテンツと成分コンテンツを一体と見て、商品広告で成分効能が述べられていると捉え、その成分効能に根拠なし、という判断を下した。

- 3.その後、大阪高裁は、消費者契約法12条「勧誘」にチラシの配布は入らない、クロレラチラシが再開される恐れもない(ないものを差し止めようがない)として請求棄却判決。
しかし、最高裁は「勧誘」にチラシの配布が入らないとは言えないとした(クロレラチラシが再開される恐れはないから請求棄却はそれでよし)。



消費者庁の新着情報はコチラ

[消費者庁新着情報ページ](#)

お問合せフォーム

ご質問・ご相談は
お問合せフォームからどうぞ

ビジネスを差別化！
エビデンスリーガルマーケティング



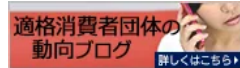
合理的根拠の提出要求でお悩みの方



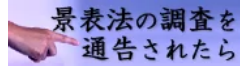
景表法による課徴金の状況が分かります



景表法・特商法に関し重要な役割を担う適格消費者団体の動向



景表法対策



景表法で課徴金を受けない広告の構築に



景品表示法の新制度で課徴金を受けない3つの最新広告戦略

業界人の誰もが見ているメルマガ



薬事法マーケティングの教科書



- ▶ 次へ
- ◀ 前へ
- 記事一覧
- ▲ 上に戻る